

### 静岡県選挙管理委員規程第3号

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年9月30日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石 健二

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程（平成12年選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第14条」を「第13条」に改める。

第3号様式備考欄中「第14条」を「第13条」に改める。

#### 附 則

この規程は、公表の日から施行する。